

木戸孝允覚書：分権論を中心として

長井, 純市 / NAGAI, Junichi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Hosei Historical Society in Hosei University / 法政史学

(巻 / Volume)

50

(開始ページ / Start Page)

34

(終了ページ / End Page)

61

(発行年 / Year)

1998-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011261>

木戸孝允覚書

—分権論を中心として—

はじめに

本稿は、明治国家における地方自治制度を政策課題として考察する研究の一部である。地方自治制度が明治期の政治指導者によってどのように認識され、政策課題として取り上げられたのかを政治的文脈の中で考察しようとするものである。その原点、ないし前史として木戸孝允の政策構想である分権論を検討したい。

最初に、明治国家における地方自治制度の原点を探る上で興味深い挿話を紹介しよう。昭和十三年四月二一日皇居前広場の特設会場において「地方自治制発布五十周年記念式」が天皇臨席の下に近衛文麿首相や末次信正内相以下の閣僚、さらには全国の府県知事や市町村長など一万人を越

長井純市

える出席者を集めて開催された。この場合、起点とされたのは明治二十一年四月に公布された市制・町村制である。今日この式典は、その約二ヶ月前に国会の貴族院議場で開催された「憲法発布五十年祝賀式典」の陰に隠れて、思い起こされることはほとんどない。地方自治制度については満五〇年、大日本帝国憲法については数え五〇年というそれぞれ異なる年数計算によりながら、両式典が同年に開催されたことは、憲法と地方自治制度との密接な関係を象徴するものといえよう。¹⁾しかし、両者の制定当初にさかのぼってみると、対立する二つの考え方があり、両者は必ずしも密接な関係として捉えられていた訳ではなかった。即ち、市制・町村制を始め府県制・郡制(明治二十三年五月公布)など地方自治制度の創設者を自負する山県有朋は、憲法発

布と国会開設という立憲制度の開始に先立って地方自治制度を導入して国民を公務に練熟させておきたいという持論を有していたが、一方、憲法制定の中心であった伊藤博文は地方自治制度の導入は憲法発布の後でよいとの見通しを持っていた。山県の地方自治制度への取り組みは、伊藤の憲法制定作業に対抗する政策課題であったとも見られることから、その意味でも山県にとって伊藤の考え方は受け入れがたいものであった。⁽³⁾ こうした両者の競合的關係を踏まえた上で、五〇年の年月を経て両方を同時期に顕彰する式典が行われたことの意味を考えるならば、明治国家の後継者は、山県の考え方を事実上認めたといえるであろう。そして山県が地方自治制度の創設者であることが、この国家的行事によって改めて確認され、公認されたのである。

そもそも山県は「生涯一介の武弁」であることを自認していたが、その彼が地方自治制度に取り組むに至ったきっかけは次のようなものであった。即ち、自由民権運動が全国的に展開された明治一〇年代において、第一に憲法調査のために渡欧した伊藤に代わって参事院議長を務め府県会紛糾の裁定等に当たったこと、第二に軍人として国防上の観点から地方視察を行ったことに付随して地方名望家との交流を持ち地方問題への関心を高めたこと、⁽⁴⁾ 第三に内務卿

に就任（明治一六年一二月）したのち、明治一九年七月に内閣法律顧問のモッセから立憲政治の導入に先駆けて地方自治制度の導入が必要であることを力説した意見書の提出を受けたことなどである。これらのうち、第三の要因は山県自身が市制・町村制の制定理由において、また大正時代に入ってから国家学会における彼の講演「徴兵制及び地方自治制度の沿革について」⁽⁵⁾ においてそれぞれ強調したことから、今日最も重視されている。

しかし、実はその観点は山県によって最初に政策課題に結びつけられたものではない。モッセが山県に地方自治制度の効用を説く一〇年以上も前に、山県と同じ長州藩出身でいわば第一世代の政治指導者である木戸が同じ観点を有していたのである。本稿は、山県が地方自治という概念を前面に出して法制化に取り組んだ最初の政治指導者であることを認めつつ、第一に長州閥の第一世代の指導者であり、中央集権化に最も積極的であった木戸によって分権というタームで言い表されつつ地方自治制度創設への方向性が政策課題として認識されており、その延長線上に山県が位置するのではないかという見通しを主張すると共に、第二に木戸の政治姿勢に触れつつ彼の分権論の形成過程とその具体策について明らかにし、第三に木戸の分権論の政治

的意味と当時の政局とを関連づけて論じようとするものがある。⁽¹⁾

註

- (1) 拙稿「五十年と五十周年」参照。国立教育会館編・刊『歴史の焦点・日本と世界』四九—五四頁、一九九六年。
- (2) 明治三二年一月山県は第二次内閣の発足に際して、旧自由党系の憲政党との提携工作を行った。その中で憲政党側は提携の一つの条件として地方制度改革（具体的には府県制・郡制の改正）を要求したが、これに対して山県は「地方制度は自分は創設せしものなるを以て容易に動かすを得ざる筈」のものが、絶対に改正不可能という訳ではない旨を言明した。国立国会図書館憲政資料室所蔵「野村靖文書」中「三三欲庵随筆」一一—三の明治三二年一月二七日の条。
- (3) 拙稿「山県有朋と地方自治制度確立事業——明治二一年の洋行を中心として——」参照。『史学雑誌』第一〇〇編第四号、一九九一年、所収。
- (4) 拙稿「山県有朋と地方自治制度確立事業——参事院議長就任を中心として——」参照。法政大学史学会『法政史学』第四五号、一九九三年、所収。
- (5) 国家学会編『明治憲政経済史論』三七五—四三二頁、宗高書房、一九七四年復刻。
- (6) 長州閥については、佐々木隆「藩閥の構造と変遷——

長州閥と薩摩閥」参照。近代日本研究会編『年報・近代日本研究——一〇・一九八八 近代日本研究の検討と課題』山川出版社、所収。

- (7) 本稿作成に際して、以下の先行研究を参照した。稲田正次『明治憲法成立史』上巻、有斐閣、一九六〇年。関口栄一「集権化過程における政治指導（一）・（二）——木戸孝九のための覚書——」（東北大学法学会『法学』第三五巻第二号、一九七二年、同第四号、一九七二年）、同「廃藩置県と民蔵合併—留守政府と大蔵省一—」（同上、第四三巻第三号—一九七九年、同第四号—一九八〇年、第四四巻第一号—同上、同第四号—同上、第五〇巻第一号—一九八六年）。同「明治初期財政における中央と地方——府県常備金をめぐって——」（同上、第五一巻第六号、一九八八年）、同「七分利付外国公債募集をめぐって——留守政府と大蔵省七——」（同上、第五九巻第三号、一九九五年）。五十嵐暁郎『明治維新の思想』（世織書房、一九九六年）、福地惇『明治新政権の権力構造』（吉川弘文館、一九九六年）。

一 岩倉使節団における地方自治認識

岩倉使節団に副使として参加した木戸が、欧米視察中に立憲政体と教育制度の調査を主要な課題としたことはよく知られている。⁽¹⁾ その中で、木戸は立憲政体の創設に関連し

て地方自治制度の整備が重要であるとの認識をも得ていた。青木周蔵が後年記した自伝によれば、青木はプロイセンの歴史を通して立憲国家における地方自治制度の効用を説き、木戸はこれに大きな関心を抱いている。⁽²⁾ 青木によれば地方自治制度とは「郡県市町村の人民が其の郡県市町村に関する公共事務を政府の干渉なく、一定の法律に準拠して自ら処理するの謂なり」というものであった。青木のプロイセン史観は、たとえば地方自治制度の原点を九世紀初頭のカール大帝の時代に求めるなど、今日から見れば奇異な見方を含むものである。⁽³⁾ しかし、一九世紀初頭、ナポレオン戦争敗北後のプロイセンにおけるシュタインの改革とその中で行われた都市住民の自治権拡大を目指す都市条例の公布に対する青木の高い評価に関しては、今日でも首肯しうる見方であろう。木戸は、こうした青木の教示に感動し、さらに詳細な地方自治制度の解説を求めた。そこで青木は日を改めて説明することにしたという。しかし、その後これに関連する記事を見出すことは出来ない。一方、青木には、これに類似したもう一つの回想記事がある。それによれば、青木は岩倉使節団の副使大久保利通に対して地方自治制度の効用を説き、それが明治一年七月に発布された三新法（郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則）

につながったという。⁽⁴⁾

いずれの回想記事も岩倉使節団と同時期の資料による検証が出来ず、どこまで正確に事実を伝えているのかが判断し難いのであるが、留学生としての青木が勤勉な研究ぶりをアピールするために木戸や大久保に立憲制度と共に地方自治制度についても講釈めいたことを行った可能性は否定できない。⁽⁵⁾ 青木が木戸の依頼を受けて、大綱的なものながら憲法案を作成したことは稲田氏の研究によって明らかにされている。明治五年八月に起草され翌六年二、三月頃までに起草されたという「大日本政規草案」の表紙にはいつの時点のものであるかは不明ながら「郡県政治の条は此冊には脱せり」との書き込みがあり、立憲政体と地方自治制度との関わりを窺わせている。⁽⁶⁾ その後、外交官に任官してからも青木は地方自治制度に関心を払い続けた。青木は、憲法調査にあたっていた伊藤に立憲政体における地方自治制度の効用を説き、⁽⁷⁾ また明治二〇年一月山県内務卿を中心とする地方制度編纂委員会にも就任している。

ところで、岩倉使節団における大久保と地方自治制度との接点については手がかりが得られないものの、木戸についてはそれを窺わせる手がかりがある。第一に、一九世紀初頭以来のプロイセンの歴史に対する彼自身の高い評価で

ある。例えば、プロイセンが一九世紀初頭には「国も貧弱にして人民亦未熟」であつたにもかかわらず「比隣に類なき国政改革によって国民を「沈深着実」に帰せしめ「今日之招文明、致富強」と評価している。⁽⁸⁾この見方は青木が礼賛したシュタインの改革に符合するものである。勿論、このような木戸の評価は青木のみによつてもたらされたものではない。当時ドイツ帝国を主導する鉄血宰相ビスマルクとの会見は、木戸に大きな感動を与えていた。⁽¹⁰⁾第二に、青木以外にも地方自治制度の重要性を木戸に対して主張する留学生がいたことである。それは、左院の中議官として欧州視察中であつた西岡遼明である。⁽¹¹⁾西岡は明治五年一〇月一〇日付木戸宛書簡⁽¹²⁾の中で、左院において民選議院即時開設の動きがあるとの話を耳にし、これに反対するとして次のように述べている。たとえばフランスにおいては「邑議院」「州議院」「国議院」を設けており、アメリカにおいても「地方政治は稍相異由に候得共、毎県之會議」があり、いずれも財政について協議している。「要するに欧州各国、先地方の制度を定め、人民権利の分界を明にし、邑議、州議、国議の事体を詳にして立法官之体裁を皇張せざるなし」として地方議會の重要性を訴え、日本においても「地方政治之体裁確定致候後並に進みて」民選議院を開

設すべきであると主張した。また、これより先、西岡は明治五年一〇月二日付大隈重信宛書簡⁽¹⁴⁾においても、「仏蘭西有名之教師」(モリス・ブロックであろう)の下で「制度の順序、人民の分権及び地方政治之体裁と地方議院の結構」を取り調べ、さらに教師への質問書を作成し、それを木戸に内覧してもらつたところ褒められ、さらに調査するよう指示を受けたと報じている。ここでは「分権」(恐らく中央政府に対する人民の権利という意味合いであろう)が、それが地方制度と関連付けて調査の対象となつている点(興味深い)という語句が用いられている。こうした西岡の主張に対する木戸の対応は不明であるが、木戸と西岡は帰国後も憲法を話題とする会談の機会を持つていたこと⁽¹⁵⁾から、木戸が西岡の学識を認め、また西岡の主張する地方制度論に耳を傾けたことは想像に難くない。この他に、西岡と同様に左院から欧州に派遣された安川繁成(少議生)は、明治六年二月一日付木戸宛書簡⁽¹⁶⁾において、イギリスの「地方政府」と「地方裁判所」に関する調査報告を届けることを通知している。

こうしたことから、木戸が岩倉使節団において地方自治制度の認識を得ていたことが推察されるのである。ここでこの認識は具体的ではないが、機構としては町村から府県ま

での段階ごとに民選議會を設けて主に当該地域の財政を協議させるといふものであり、その政治的効用としては、国民の政治的教化や代議人の能力・資質の向上を通して、立憲政体創設に向けて基礎を固めるといふものであった。

註

- (1) 妻木忠太編『木戸孝允日記』第二、一二六一―一二七頁、明治四年一月一五日の条、同一四二頁、明治五年一月二二日の条、日本史籍協会、一九三三年。以下、同日記を『木戸日記』と略称し、該当巻数と頁数のみを記す。また、史料引用に際しては、旧漢字は新漢字に、仮名は平仮名にそれぞれ改め、さらに適宜句読点を付した。久米邦武の回想によれば、岩倉使節団において久米が五箇条の御誓文について触れると、木戸はすでにその内容を忘却していたという(尾佐竹猛『日本憲政史論集』六七―六八頁、育生社、一九三七年、宗高書房、一九七九年復刻。宮村治雄『開国経験の思想史―兆民と時代精神―』一六〇頁、東京大学出版会、一九九六年)。ことによると、木戸はこの久米との談話を通して五箇条の御誓文を立憲政体と結びつけて再認識したのかも知れない。帰国後に木戸が記した「明治六年七月憲法制定の建言書」(妻木忠太編『木戸孝允文書』第八、一一八一―一二七頁、日本史籍協会、一九三一年、以下、同文書を『木戸文書』と略称し、該当巻数と頁

数のみを記す)にも五箇条の御誓文への言及がある。なお、第一回地方官會議において書記官を務め木戸の知遇を得た依田学海は、木戸の死後、その日記に木戸を追想して次のようなことを書き記している。即ち、木戸の立憲政体論は、「聖徳にか(欠、筆者注、以下同じ)くる君主」の下での「宰相」の専横や「君主独権」の下での過失から生じる国民の君主への怨念などを懸念して、提唱されたというのである。学海日録研究会『学海日録』第五卷、六七頁、明治一四年一〇月二二日の条、岩波書店、一九九二年。前者の懸念は、いまだ年若い明治天皇を念頭に置いた木戸の薩派批判(それが先鋭化するの台湾出兵後である)を示唆したものかも知れない。

- (2) 坂根義久『青木周蔵自伝』(平凡社、東洋文庫一六八、一九七〇年)中「第五回木戸孝允に欧米憲法と地方自治の沿革を講述」四五―五一頁。この回想記事を利用して木戸と地方自治制度との関わりを論じたものとして、佐藤進『日本の自治文化』(ぎょうせい、一九九二年)五三一―六一頁、がある。本稿は同書に啓発されたものである。

- (3) 宮内省原版「須多因氏講義」明治三二年二月三版(吉野作造編輯担当代表『明治文化全集』第四卷、日本評論社、一九二八年、所収)五五七頁によれば、ウィーンでスタインから講義を受けた海江田信義は、カール大帝以後の時代が実際において封建諸侯の割拠する時代であったとの説明を受けている。

- (4) 日本史籍協会編・刊『大久保利通文書』第五、二〇七一—二〇九頁、一九二八年。
- (5) 前掲青木自伝(二三—二四頁)によれば、木戸や大久保より先、明治二年から三年にかけて洋行した山県に対し青木はロシア外務省通商局長ライハルトとの会見を周旋したが、その折、山県は同国の徴兵制と町村自治との一体性を教示されている。前掲「はじめに」註4)拙稿参照。
- (6) 稲田前掲書、一九四頁。家永三郎・松永昌三・江村栄一『明治前期の憲法構想』(福村出版、一九六七年)八頁は、青木の憲法構想について明治憲法よりも遙かに立憲主義的規定を備えた側面もあるとの評価を与えている。
- (7) 明治一六年八月二九日付井上馨宛青木周蔵書簡、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』一、六四—六六頁、塙書房、一九七三年。
- (8) 明治五年九月一四日付井上馨宛木戸書簡、『木戸文書』第四、四〇—四二頁。以下、『木戸文書』所収の書簡については発信人である木戸の名を省略する。
- (9) この他に、プロイセン礼賛の言葉を述べたものとして、明治五年九月一八日付長三洲宛書簡、『木戸文書』第四、四〇六頁。明治六年三月九日付横村正直宛書簡、同上第五、一一—一三頁。明治六年三月二〇日付三浦梧楼宛書簡、同上五一—六頁。なお、地方自治制度の創設者である山県有朋も、イギリス留学中の末松謙澄がもたらしたシュタインの伝記を取り寄せ、彼の偉業の礼賛者となり、
- 内務省において翻訳させ、その序文を自ら執筆した。青木は山県にもシュタインの偉業を語っていたという。以上、徳富蘇峰編述『公卿山県有朋伝』中、一〇二四—一〇二七頁、原書房、明治百年史叢書第八九巻、一九六九年。
- (10) 妻木忠太『松菊木戸公伝』下、一五四六—一五四八頁、明治書院、一九二七年、マツノ書店、一九九六年復刻。
- (11) 西岡の経歴等については詳細は不明であるが、岩倉使節団における木戸と西岡については山室信一『法制官僚の時代——国家之設計と知の歷程——』(木鐸社、一九八八年)二七一—三一頁に、パリで経済統計学者モーリス・ブロックの講義を受けたことが記されている。
- (12) 宮内庁書陵部所蔵「木戸家文書謄本」(請求記号二七三—一九八)中「公宛諸家尺牘謄本」二六、所収。以下、同史料を「尺牘」と略称し、その該当冊数のみを記す。また、受信人である木戸の名を略すこととする。
- (13) 左院における国会議院規則案については、稲田前掲書一〇五—一四八頁、松尾正人「明治初期太政官制と左院」(中央史学会『中央史学』第四号、一九八一年三月、所収)参照。
- (14) その他、民選議院創設の噂について西岡は木戸宛書簡と同趣旨を大隈にも述べた。以上、日本史籍協会編・刊『大隈重信関係文書』第二、五一七—五二二頁、一九三三年。
- (15) 『木戸日記』第二、四七六頁、明治七年一月九日の条。
- (16) 「尺牘」二七。さらに、時期はもう少し下るが、明治八

年三月一七日付書簡(同上三四)で安川は民選議院即時開
 設論に反対して、人民を選挙に慣れさせるために、次のよ
 うな「変則」を採用すべきであることを主張した。即ち、
 まず町村の「用掛り」の選挙を行わせ、一、二年を経て
 「府県庁の小吏(凡十三等以下の者歟)を区、戸長あるい
 は町村用掛りの内より選はしむ。又一兩年せは十等以下も
 選挙せしめ、而して八、九年せは各地方の人民も選挙の大
 切なること、且我が營業の利害得失も選出する代人たるに
 あるを熟知すへし」とし、さらには地方官も選挙によるこ
 ととし、「民選議院の真正確実なる体裁を得んこと今より
 十年を期すへし」というのである。安川について詳しい経
 歴は不明であるが、大久保利謙「明治国家の形成 大久保
 利謙歴史著作集二」(吉川弘文館、一九八七年)一一六頁
 を参照。なお、彼は第一回地方官会議において書記官を務
 めた(註(1))『学海日録』第三卷、三一五頁、明治八年六
 月一九日の条、三二八頁、同八月八日の条)。

二 漸進的開化論

木戸はその政治姿勢において漸進主義者であるとしばし
 ば言われる⁽¹⁾。彼が晩年(自ら晩年と意識していたかどうか
 は疑問であるが、結果として明治九、一〇年頃は彼の晩年
 となった)に至って明治初年以來の政治を振り返り、自分
 は政治の大綱については「大果斷」(廢藩置県策に積極的

木戸孝允覚書(長井)

であったことを示唆したものであろう)を、その他につい
 ては「着実漸進」をそれぞれ主張してきたと述べたり、あ
 るいは自分は「大因循」であり「大勇斷」を嫌悪すると述
 べたりした⁽³⁾ことが、そのような評価の根拠となっている。
 そして、その漸進主義をもう少し具体的にいうならば「治
 民」ないし「民情」重視の姿勢といえよう⁽⁴⁾。たとえば、木
 戸は日本の現状を「皇国今日之有様を想任仕候に、民愚に
 して国貧、都鄙之形勢も同日之論にあらず⁽⁵⁾」、「外債日に加
 わり、国産未繁、兵威未足、責外国之非法、兵器、艦船未
 能自製、学校教育未及欧州之万一、人智も随而卑屈(中
 略)一般に相望候ものは、教育を不誤、人々漸次に進歩候
 様にとの事而已に御座候。人民は三千三百余万御座候得
 共、過半は犬や馬の用にも相立ぬもの計りに而は実⁽⁶⁾にいた
 し方無之、何卒一人に而も真之人にいたし度と只管希望仕
 候⁽⁶⁾」ときわめて遅れた状況にあると認識していた。そし
 て、これに対する政治は「各人自立して其国自ら独立す
 べ⁽⁷⁾」きことを目標にして、「政事と申ものも余り人民に先
 すれば乱なり。又余り後るれば乱なり。(中略)刑法、法
 律等之事は少しつゝ、人民より先じ候方よろしく、民力上
 かゝわり候事は少しつゝ、後れて参り不申而はとても人民堪
 へ不申候」と人民の実情に合わせた漸進的政策遂行が必要

であることを主張していた。⁽⁸⁾ なお、これらの木戸の言葉には明治六年政変以降政治の主導権を握った大久保の政治姿勢に対する批判が込められており、彼の政治姿勢は「大勇断」ないし「民情」軽視と木戸には見えたのである。すでに岩倉使節団において大久保は木戸に対して今日の時勢において先進国の制度文物の導入など近代化政策を出来る限り採用し、その弊害については将来の指導者の矯正に待つ旨を述べて木戸の警覺を買っていた。⁽⁹⁾

しかし、明治初年以來漸進主義を標榜してきたとする木戸の晩年の言い分をそのまま信じることは出来ない。たとえば、明治三年四月から七月にかけて顕在化するいわゆる民蔵分離問題⁽¹⁰⁾の対立状況において、木戸は、会計制度を中心として急進的開化策を進める大隈重信や伊藤、井上馨らの側に立ち彼らのリーダー格であった。一方、その当時大久保は広沢真臣や副島種臣らと共にこの急進派への対抗勢力を形成し、民部・大蔵省が「人心に適し」⁽¹¹⁾「人心に（中略）居合」⁽¹²⁾政策を採るように求めていた。

では、木戸が漸進主義的政治姿勢に転換するのはいつなのか。この点を考える上で井上の場合が参考になる。岩倉使節団の欧米視察中、留守政府において大蔵省が歳出抑制の立場から各省の予算要求額を削減しようとして批判にさ

らされたとき、同省の中心であった大蔵大輔の井上は木戸に対して財政困難の状況を訴え同省の立場を弁明すると共に、廃藩置県以前は井上自身が急進的開化派として批判を受けたが、今では立場が逆転していると述べている。⁽¹³⁾ かつての急進的開化派井上は廃藩置県頃を境に財政担当者として漸進主義的政治姿勢に転換したのである。しかし、木戸の場合、同様の転換はもっと早くからきざしていた。木戸の転換は、明治二年暮れから翌三年にかけて起きた長州藩内における脱退騒動を機としていた。この問題が鎮圧される過程で同郷の豪農吉富簡一は木戸に対して、憂慮すべきは士族反乱よりもこれに呼応する農民一揆であることを訴えると共に、維新の何たるかが地方の末端には全く理解されていないと訴え、その責任は政府にあると批判した。木戸はこれに同調すると共に「此上は漸を以大略之相立候処を実行をそろり、と相挙げ候外良手段無之」⁽¹⁴⁾として今後執るべき政治姿勢を示したのである。民蔵分離問題において木戸が結局大久保らに折れたのは政府の分裂回避のためであると共に、木戸の内面における漸進主義的政治姿勢の萌芽が影響したものであろう。そして、このような地方民情への温和な視線は晩年まで保たれたのである。⁽¹⁵⁾

以上、地方の開化促進を視野に入れた木戸の漸進主義的

政治姿勢を本稿では漸進的開化論と称することとしよう。

明治三年暮れに木戸が新聞発行構想を表明し、翌四年五月に『新聞雑誌』の刊行に至ったことは、そうした漸進的開化論の反映と見てよい。木戸は新聞発行のねらいとして、内外の事情を地方の末端にまで伝えることとし、そして政府批判記事をも一定程度容認する心積もりであった。⁽¹⁸⁾ 刊行後の同誌について吉富は、それが福沢諭吉や加藤弘之など著名な知識人の著書にも匹敵する効果をもたらすものであるとして賞賛している。⁽¹⁹⁾ この評価は木戸の親近者のものであるから割り引いて受け取る必要があるとしても、地方の末端における開化を提唱した吉富の満足する具体策であったことは間違いない。井上大蔵大輔は明治五年三月この『新聞雑誌』を『東京日日新聞』『横浜毎日新聞』と共に買い上げ、各府県に交付する指令を発しており、『新聞雑誌』の記事内容には一定の評価が与えられていたといえよう。

その後岩倉使節団における見聞は、このような木戸の漸進的開化論を確固たるものにした。そして、それは帰国後の政局の中で発揮された。政局は、征韓論争から始まって民選議院設立建白書問題、佐賀の乱、台湾出兵問題と北京交渉、木戸の下野、大阪会議、木戸の政府復帰、地方官会

木戸孝允覚書（長井）

議、元老院職制問題、参議・省卿分離問題、江華島事件と朝鮮遣使問題、地租改正に起因する一揆、萩の乱などの一連の士族反乱、そして西南戦争と目まぐるしく展開した。その間、大久保内務卿の主導の下で輸出振興を目的として勸業政策が推進されていた。大久保は、民権分離問題における慎重な政治姿勢を後退させ、岩倉使節団における見聞を経て国内産業の振興を中心に据えた急進的な政治姿勢に転じていたのである。そうした中で木戸は、体の不調のため政策決定の場には欠席がちではあったものの、一貫して内治優先論、即ち漸進的開化論に基づく政策遂行を主張した。具体的には、財政難に拍車を掛ける外征の中止、⁽²⁰⁾ 民選議院設立の先送り、⁽²¹⁾ 地租改正の緩やかな実施や華士族の禄制の緩やかな処分、さらに一揆や士族反乱において首謀者以外の者への寛容な処分などである。

このような木戸の漸進的開化論は、日本橋近辺一里四方の開化というよく知られた現状批判の言葉を残した。⁽²²⁾ それは、明治九年天皇の東北巡幸に随行した木戸が北関東の沿道の風景や日光の寺院の荒廃を目にして発したものである。その意味するところは、文字通り開化が東京の中心部に止まり地方に及んでいないことを批判すると共に、伝統的な文化遺産への配慮が不十分な政府の従来の開化策を批

判することでもあった。⁽²⁴⁾

こうして大久保政権に不満を募らせ、十に八、九は思い通りにならないというのが木戸の口癖となったが、明治一〇年一月の減租の詔には素直に喜んだ。それは木戸の漸進的開化論がようやく認められたことを示すものであったからである。⁽²⁵⁾しかし、木戸が最も重視する課題は別にあり、それが達成されないことからさらに大久保を批判することとなるのである。

註

- (1) 福地前掲書、一一八―一二五頁。山室前掲書、二七―三一頁。木戸の漸進主義について、福地氏はその萌芽をすでに明治元年二月の意見書「学校振興の建言書」に見出すのに対して、山室氏は岩倉使節団における研究調査に求めている。また、五十嵐前掲書、六五頁では、明治四年七月の廃藩置県を境に木戸は政治主体の拡大の認識と共に急進主義から脱却したとして、井上の転換点と同時期であることを示唆している。本稿は、これらのいずれとも異なる見方を提示しようと試みるものである。なお、五十嵐氏の言うように木戸が政治主体の拡大を認識したとするならば、その目的が「万世不朽の大御代となさむ」(前章註(1)『学海日録』第五卷、三一五頁、明治一四年一〇月二二日の条)ことにあったことに留意する必要がある。

(2) 明治九年四月二日付井上馨宛書簡、「木戸文書」第六、三九四頁。

(3) 明治一〇年一月一三日付鳥尾小弥太宛書簡、同右第七、二五九頁。

(4) 明治一〇年二月一五日付岩倉具視宛書簡、同右、二八九頁。明治一〇年二月二〇日付同上、同二九七頁。

(5) 明治七年二月二日付大久保利通宛書簡、同右第五、四二五頁。

(6) 明治八年七月二〇日付中井弘宛書簡、同右第六、一九四頁。

(7) 明治七年一月三日付三浦梧楼宛書簡、同右第五、四〇八頁。

(8) 明治七年二月二八日付青木周蔵宛書簡、同右、四七七頁。

(9) 明治六年一月二八日付井上馨宛書簡、同右、四一五頁。大久保が本文に記した趣旨の発言を行ったのは明治五年の春であるという。

(10) 民蔵分離問題については、佐々木克「民・蔵分離問題」についての「考察」(立教大学史学会『史苑』第二九卷第三号、一九六九年)、関口栄一「民蔵分離問題と木戸孝允」(東北大学法学会『法学』第三九卷第一号、一九七五年)参照。

(11) 明治二年二月二六日付岩倉具視宛大久保書簡、渡辺幾治郎『文書より観たる大隈重信侯』二九二頁、故大隈侯国

民敬慕会、一九三二年。

(12) 明治三年一月六日付副島種臣宛大久保書簡、同右、三〇頁。

(13) 明治五年六月一〇日付木戸孝允宛井上馨書簡、井上侯爵伝記編纂会『世外井上公伝』第一巻、五二二頁、原書房、明治百年史叢書第五五巻、一九六八年。

(14) 脱退騒動については、小川国治他『山口県の百年』三六一—四六頁、山川出版社、一九八三年、参照。

(15) 明治三年一月一五日付吉富簡一書簡、「尺牘」二〇。

(16) 明治三年三月一五日付吉富簡一宛書簡、「木戸文書」第四、四三—四四頁。

(17) 明治九年一月二七日付吉田右一宛書簡、「木戸文書」第七、二三〇—二三一頁では、歎訴・哀願・竹槍に銃口を向けてはならないと訴えている。また、明治一〇年一月三日付檳村正直宛書簡、同二四〇頁では、三重・茨城両県の一揆を受けて「不憫」であるとの心情を吐露している。さらに、明治一〇年三月三日付田中不二麿宛書簡、同三三〇頁では、西南戦争は恐れるに足らず、恐れるべきは一村の竹槍連であると述べている。

(18) 明治三年二月八日付品川弥二郎宛書簡、「木戸文書」第四、一六一—一六四頁、木戸の新聞発行構想に対して品川は全面的に賛成している。明治四年三月四日付品川弥二郎書簡、「尺牘」一一三。

(19) 明治五年七月二五日付吉富簡一書簡、「尺牘」二五。

木戸孝允覚書（長井）

(20) 西田長寿『日本ジャーナリズム史研究』二二頁、みすず書房、一九八九年。

(21) 木戸の征韓論批判は留守政府批判からの延長線上にある。明治五年九月一八日付長三洲宛書簡、「木戸文書」第四、四〇五—四〇六頁において、木戸は欧州滞在中、留守政府の政策全般を急進的であると、それは「有司之罪」であると批判した。同趣旨を述べたものとして、「木戸日記」第二、三三三頁、明治六年一月二六日の条、同三八七—三八八頁、同六月五日の条。一方、台湾出兵費用をめぐる木戸と大隈との激論を伝えるものとして、明治七年九月二日付青木周蔵宛書簡、「木戸文書」第五、三三五—三三六頁、明治七年九月一五・一六日付杉孫七郎・野村靖宛書簡、同三六三—三六四頁、明治七年九月一六日付河瀬秀治宛書簡、同三六八—三六九頁、明治七年九月一七日付檳村正直宛書簡、同三七三—三七四頁。さらに、明治七年四月五日付三条実美宛書簡、同二三八頁において、木戸は台湾出兵事情について地方官への説明を行うよう三条に求めているが、これは地方の困窮を理由とする出兵中止要求といえる。台湾出兵問題における地方官の動向については、坂野潤治「征韓論争後の「内治派」と「外征派」参照。近代日本研究会『年報・近代日本研究』三・一九八一 幕末・維新の日本』山川出版社、所収。なお、台湾出兵に対する大久保の容認の姿勢については、征韓論問題の際に樺太問題をめぐる対ロシア外交策からの延長線上に捉える高橋

秀直氏の見解もあるが(「明治維新期の朝鮮政策——大久保政権期を中心に——」、山本四郎編『日本近代国家の形成と展開』三七—九三頁、吉川弘文館、一九九六年)、本稿は大久保が征韓論抑制の際の論理や政治行動に拘束されないタフな政治姿勢を有していたと考える点で見解を異にする。つまり台湾出兵を征韓論争の延長線上に捉えるのではなく、その状況に応じた判断として薩摩士族を中心とした台湾出兵派のいわばガス抜きを図ったものと見るのである。対朝鮮外交における木戸の姿勢に触れるならば、木戸は朝鮮に対して終始侮蔑的な見方を有していたものの、江華島事件に続く対朝鮮交渉では外交交渉による決着を望んだ。

(22) 明治七年一月日付不明松本鼎宛書簡、『木戸文書』第五、二〇—二〇三頁において、木戸は民選議院設立建白書の署名者に冷やかな評価を下している。この点に関して、筆者は五十嵐前掲書(八一頁)と同じ見解であり、木戸は政府の要人としては比較的板垣らに同情的であったとする島海靖氏とは見解を異にする。島海靖『明六雑誌と近代日本』上、一五五頁、NHK出版、一九九四年。板垣や小室と木戸との接触を示す史料として、『木戸日記』第二、四八一頁、明治七年一月一八日の条、同四八二頁、同二二日の条。木戸は建白書の作成過程に関して独自に情報収集を行い、それが左院から欧州へ立憲政体調査のために派遣された小室信夫のいわば復命書に代わって倉卒の間に

作成されたものであり、小室自身が不本意に思っていること、また板垣らの署名者が必ずしも十分な理解を持って建白書に署名した訳ではないことなどを知ったのである。以上、明治七年二月六日付久保断三書簡、「尺牘」二九。

(23) 明治九年六月一日付品川弥二郎宛書簡、『木戸文書』第七、一二頁、明治九年六月二日付青木周蔵宛書簡、同一三—一四頁、明治九年六月二日付杉山孝敏宛書簡、同一五頁、明治九年七月一〇日付吉富簡一宛書簡、同五二頁、明治九年八月四日付井上馨宛書簡、同六九—七〇頁、明治九年八月八日付高杉丹治宛書簡、同七七頁、明治九年八月九日付吉田右一宛書簡、同八〇頁。

(24) この問題になったのは日光の二荒山神社域内にあった三仏堂の満願寺への移転の件であるが、その費用として天皇から御下賜金三千円が満願寺に下されることとなり、問題は解決された。宮内庁『明治天皇紀』第三、六二—六二二頁、吉川弘文館、一九六九年。栃木県史編さん委員会『栃木県史』史料編・近現代八、九六九—九九九頁、栃木県、一九七九年。同上、通史編六・近現代一、八四—八八頁、栃木県、一九八二年。日光市史編さん委員会『日光市史』下巻、九三—九八頁、日光市、一九七九年。なお、明治一〇年四月九日付木戸機宛書簡(『木戸文書』第七、三九七頁)で木戸は、官僚が「人民之生活慣習數百年に涉り候ものを破却し、巧名之一方に而已注目弊弊」は多々あると述べている。明治九年七月二日付東京日日新聞は論説

記事（無署名・無題）の中で、この巡幸の成果は、政治が「中央集権」に傾き過ぎ地方の衰微を招いたことを政治指導者が直接見聞し、「地方分権」の必要性を認識したことである旨を書いている。

- (25) 明治一〇年一月四日付岩倉具視書簡、「尺牘」四二。岩倉は木戸に「御仁政之美事為天下奉賀候事に候。此義も必竟貴卿之苦慮多年政治上に付御杞憂より起る所と感拜〔佩〕之至に而、難尽紙上次第に候」と書き送っている。また、明治一〇年一月八日付伊藤宛書簡、「木戸文書」第七、二五二頁によれば、木戸は減租の詔を「内政之着実漸次挙行候方へ傾瀉」するものとして評価している。

三 分権論

木戸は西南戦争勃発の直前にドイツにいる青木に書簡を⁽¹⁾寄せ、内務卿を辞職するように求めて大久保を面罵したことを伝えている。当時木戸は、政府が「民生之如何」を顧みないことに対して「不堪惶慨」心境であったのである。そして、その心境への共感を求めて、同じく欧州に滞在する井上へ送った明治九年一二月の建白書⁽²⁾の写しを回覧するよう青木に求めている。それは、三条・岩倉の兩人宛に提出されたもので、同時期に起こった士族反乱と一揆についての政府の責任追求から書き起こされていた。つまり、政府

は「士民従来の慣習、情実を熟察、顧省して、其施行緩急の宜を制するか如きは、蓋亦絶て有る事なし」という意味で急進的に過ぎ、そうした姿勢は明治六年政変時における内治優先論に反するというのである。その上で、木戸は六項目の提言を行う。第一に地租改正施行の緩和。第二に中央と地方との会計分離、即ち地方に「権を分与」すること。第三に町村会の開設による一切の民費協議。第四に秩禄処分により特権を失った華士族の生活保障、華士族は「中等以上の人種」であり「国家の富強なるものも必中等以上人民の力に存す」からである。第五に民情に適した政策実現。第六に政府の公平な政策実現（鹿児島県を特別扱いないこと）。以上の提言は木戸の年来の政治方針を総括したものと見ることが出来る。

⁽³⁾ この内、町村会の開設については、これより先五月に意見書起草しており、これに対する木戸の思い入れには一際大きいものがあつた。その意見書でも木戸は政府の急進性を批判しつつ、財政の中央偏重による地方の困窮を訴え、中央と地方との会計分離、つまり「其権を地方に分与」とすると共に、地方出身の人材を地方官僚に登用し「人々不羈自立の志を養成」することを主張する。さらに、先ず町村会を開設し当該地域の「道路・堤防・橋梁」

について協議を行わせた上で町村民に負担を課すこととし、「其整備に従ひ漸く進めて以て区会、県会に及び終に国会に至らしむ」というのである。そして最後に、すでに前年、明治八年の第一回地方官会議において町村会開設が決定されたにもかかわらず、その制度化が行われていないと政府を批判した。

この二つの意見書を見ると、木戸の漸進的開化論は晩年に至って地方の末端組織である町村での財政協議機関創設構想に収斂したといえる。もっとも、木戸の主眼は単に地方制度改革に止まるものではなく、将来における国会開設にあり、その意味で町村会開設は立憲政体創設に向かっての第一段階なのであった。ともあれ、ここでは県や区という行政単位と共に町村という旧来の単位をも含めて地方財政協議機関の創設が地方分権として捉えられていることに注目したい。そして、恐らくそうした旧慣をも尊重した機関の担い手として木戸が想定していたのは士族を中心とした「中等以上」の人民ではなかったかと思われるのである。さらに、その効用として、それらの機構を通して、維新の方向性が末端にまで浸透し、地方の開化促進をもたらすことが期待されていた。⁽⁵⁾

では、一体木戸はいつから地方分権を唱えるようになって

たのであろうか。彼の日記によれば、既に明治元年に「郡県の変革」を構想した際に「分権の結果を只々希望⁽⁶⁾」していたという。また、青木には、廃藩置県が断行された後、中央政府の権力が過大となり諸県が「奴隸」のような状態に陥ることなく、「一県一県も大憲之中に独立候てこそ人民亦其氣象伸暢可致」と考え続けてきたと述べている。⁽⁷⁾しかし、管見の限り分権というチームが木戸の言葉として見出されるのはもっと後のことであり、この回想を鵜呑みには出来ない。彼の日記の明治八年九月五日の条には、いわゆる大阪会議の際に板垣との間に漸進的開化方針について合意を得、その中で「地方会議、地方分権、町村会等により徐々設立」という木戸の考えに板垣も同意したことが記されている。管見の限り、これが分権というチームの初出である。これによれば分権構想が大阪会議以前に抱かれていたことは読み取れる。

ここで重要な鍵となるのは地方官会議である。木戸は地方官会議を開催し、そこで分権策としての町村会等の開設を決定しようと考えていたのである。地方官会議に対する木戸の期待は、既に民選議院設立建白書に関連して表明されていた。同建白書が公表されて間もない頃、木戸は板垣と会見し、政府が進めつつあった「県官集議、各県民会等

を企つる趣向」について語り合っている。⁽⁹⁾ 以上を踏まえて木戸の分権論の原点を考へるならば、それが形を成すのは、岩倉使節団において地方自治制度に関する知見を得たこと、さらにその後留守政府において井上大蔵大輔が開催した地方官会同（明治六年四月二日―五月二日）と当時各県で県令の裁量の下で行われていたいわゆる地方民会⁽¹⁰⁾に関する情報によってであったと思われる。

木戸の地方官会議開催への期待の大きさは、それが台湾出兵によって一旦中止されたことへの憤懣の大きさによって知られる。⁽¹¹⁾ 結局、台湾出兵に反対した木戸は一旦下野して郷里山口に戻るのであるが、台湾出兵問題が大久保主導の下で決着をみたのち、伊藤、井上らが薩摩閥の増長を抑制し、立憲政体創設に着手することを口実に木戸の政府復帰を画策して、いわゆる大阪会議を迎えることとなる。そこで、木戸は大久保、板垣と会見し、「民会」を起こし徐々に「国会の基」を開くという自説に対する両人の承認を取り付けたと理解し、政府に復帰した。⁽¹²⁾

明治八年六月二〇日から七月一七日まで浅草東本願寺別院において開催された第一回地方官会議は、木戸を議長として、五つの議案「地方警察議問」「道路附橋梁議案」「河港道路修築規則」「堤防法案」「地方民会府県会并区会法

案」を協議した。⁽¹³⁾ この内、地方民会に関する議案については、区長を議員とする府県会法案と戸長を議員とする区会法案が共に議決され、町村会については各地方の適宜に任すこととされ、追って政府から「町村会準則」を頒布することが達せられた。その間、木戸は政府原案である官選民会方式に固執せず、従前公選民会を運営してきた場合にはそれを中止させるわけにはいかないと考えを表明していた。⁽¹⁴⁾ この点に関して、地方官会議終了後間もなく、一五県から今後の県会の運営について内務省に何いが提出されたが、それらすべてに対して従前のままでよいとする指令が下された。⁽¹⁵⁾ 即ち、従前の公選県会方式が認められたのである。⁽¹⁶⁾ しかし、こうした地方民会に関する規定が県治条例（明治四年一月布告）に追加されることはなく、また県治条例に代わって新たに制定された府県職制並事務章程（明治八年一月布告）に盛り込まれることもなかった。⁽¹⁷⁾ そして、町村会準則については、制定作業は行われたようであるが遂に示されなかったのである。⁽¹⁸⁾ 木戸は、三条や岩倉、伊藤に分権論の実現を訴えたが、結局成果はなかった。したがって、全国に町村会・区会・県会が創設、運営され、全国的な開化促進を見、その上で国会開設に向かうという木戸の構想は挫折した。そのことに怒りを覚えて、木

戸が起草したのが前述の意見書であった。

このように木戸が政府内部で主導権を発揮し得ない状況と、その一方で大久保を中心とした薩摩閥の政治力の増大化傾向は、この頃の新聞にも報道されている。⁽²⁰⁾その一方、木戸の分権論に同調する記事も書かれている。明治九年六月二九日付『東京日日新聞』には地方分権を提唱する論説（無署名・無題）が掲載されている。それによれば、「中央集権（セントラリゼーション）」と「地方分権（ロカリズム）」は「適度の権衡」を保たなければならないという。そして、木戸は「平常に集分権の要訣に着意せらるゝの政事家」であり「集権政治」の弊害を上奏したが、天皇によりその「名説」は嘉納されるであろうとの期待が表明されていた。この記事は、前述の「町村会の速行并に国会開設に関する意見書」を受けて書かれたものであろう。木戸の分権論とそれへの共鳴はこうして広く知られることとなったのである。⁽²¹⁾

註

(1) 明治一〇年一月一三日付青木周蔵宛書簡、『木戸文書』第七、二五六頁。『木戸日記』第三、四八四頁、明治一〇年一月二三日の条によれば、同日木戸は大久保を訪ね会談

したが、その内容は不明である。しかし、少なくとも大久保と和解した様子は窺えない。

(2) 「内政充実・地租軽減に関する建言書」、『木戸文書』第八、一七七一—一八六頁。

(3) 「町村会の速行并に国会開設に関する意見書」、同右、一六五—一七六頁。町村会開設から区会、県会、さらには国会の開設へという段階論を述べたものとして、明治九年八月四日付井上馨宛書簡、同上第七、七一頁。同書簡において、町村会は「町村人費丈け」を協議させる旨が述べられている。

(4) ただし、木戸は県令・参事の活用だけでは不可であり、他にも「好趣向」があると述べている。その「好趣向」が何かは不明である。明治九年四月三〇日付青木周蔵宛書簡、『木戸文書』第六、四四四頁。一方、明治九年七月九日付伊藤博文宛書簡で、木戸は東北地方巡幸に際して小児が主上の権限を論じていることを聞いて、これを批判し、他人の権限を論じる前に己の権限を論じよと主張した。ここで改めて確認されることは、木戸の分権論における権とはあくまでも特定の区域限りに行使されるものであり、それを通じて国家ないし国政との接点を有するということであったことである。『木戸文書』第七、四九頁。

(5) 明治九年七月五日付横村正直宛書簡、『木戸文書』第七、四三頁において、木戸は、「全国前途之進歩富強を希望候得は、精々諸県へ着手（政府より直接するにはあら

す)、田舎より進み不申候而は誓而開化之実行は六ヶ敷事と奉存候」として、政府主導によらず地方が自ら開化に向かうことを始点として国家の開化を促えることの重要性を述べている。

(6) 『木戸日記』第三、三二四頁、明治九年四月二十六日の条。ただし、明治元年二月の「版籍奉還に関する建言書案」には、地方分権に関連する記述はない。

(7) 明治九年四月三〇日付青木周蔵宛書簡、『木戸文書』第六、四一三―四一四頁。

(8) 『木戸日記』第三、三三二―三三三頁。

(9) 同右第二、四八五頁、明治七年二月二十九日の条。また、同年八月二四日付伊藤博文宛書簡の中でも木戸は地方官会議開催に関連して、東京が開化しても地方に「力をつけ」る策を政府が講じなければ「全国ぢん虚」となる旨述べている。『木戸文書』第五、三二六頁。同趣旨を述べたものとして明治九年二月六日付井上馨宛書簡、同上第七、二〇二頁。

(10) 地方官会同に関しては、滝島功「明治六年「地方官会同」の研究」参照。明治維新史学会編『明治維新の政治と権力』吉川弘文館、一九九二年、所収。地方民会に関しては、渡辺隆喜「地方民会成立前史序説——議事体制形成の特質——」参照。同右。

(11) 第三章註(21)明治七年四月五日付三条実美宛書簡の中で木戸は、台湾出兵策に関して地方官への事情説明を求め、

木戸孝允覚書(長井)

さらに同年四月二五日付伊藤宛書簡(『木戸文書』第五、二五三頁)では、国民への布告を求めている。これに対して三条は同意し(同年四月五日付三条実美書簡、「尺牘」三〇)、一方、伊藤は国民への布告は清国への宣戦布告との誤解を招きかねないとの懸念を表明した(同年四月二五日付伊藤博文書簡、同上)。木戸は、台湾出兵策が地方官を始め国民の理解を得られるはずのない政策であることを確信して怒りをぶつけたのであろう。結局、木戸は伊藤、山県が裏切って台湾出兵を容認したと判断し、孤独感を強めた(同年九月三日付青木周蔵宛書簡、『木戸文書』第五、三三九頁、同年九月一三日付野村靖宛書簡、同三五三頁)。地方官会議(九月一〇日地方官召集予定)は八月一七日に延期が各府県に達せられ、さらに同月二三日には三条が地方官に台湾出兵問題紛糾の際の心得を内訓した。

(12) 『木戸日記』第三、一五一頁、明治八年二月九日の条。

(13) 地方官会議については、「地方官会議日誌」(第一章註(3))『明治文化全集』第四巻、三二―三三九頁、日本評論社、一九二八年)参照。

(14) 明治八年六月二五日付伊藤博文宛書簡、『木戸文書』第六、一五七―一六二頁。この時点では、地方民会に関する政府原案ははまだ地方官会議に下付されていなかった。同二七日付伊藤博文宛書簡(同一六四―一六六頁)では、その下付を督促している。したがって、この原案作成には伊藤が関わっていたことが知られる。なお、区長・戸長は明

治七年三月八日の太政官達二八号により官吏に準じるものとされた。

- (15) 一五県とは、青森(参事塩谷良翰)、秋田(参事加藤祖一)、福島(県令安場保和)、埼玉(県令白根多助)、熊谷(県令楢取素彦)、千葉(県令柴原和)、神奈川(県令中島信行)、足柄(県令柏木忠俊)、兵庫(県令神田孝平)、岡山(権参事西毅一)、北条(参事淵辺高照)、鳥取(権令三吉周亮)、愛媛(権令岩村高俊)、高知(権令岩崎長武)、三瀨(権令岡村義昌)の各県である。以上、「公文録・明治八年八月課局・地方官会議御用掛」(請求記号二A・九・公一三八三、マイクロフィルム番号M公一六五、国立公文書館所蔵)中、「千葉県々会更正施行の儀伺出に付上申」「足柄県熊谷県公選民会興正の儀申出に付伺」「兵庫県令神田孝平外十一名既に公選議會相開居候向等心得方の儀伺出に付上申」「埼玉県より公選議員法案御下渡相成度旨申出に付上申」。
- (16) ただし、木戸は民選議院論者の地方官、たとえば鳥取県権令三吉周亮や三重県参事鳥山重信らを批判しており(明治八年七月四日付井上馨宛書簡、『木戸文書』第六、一七〇頁)、地方官に民権論を鼓吹した板垣にも不信感を露わにしている(明治八年七月日付不明井上馨宛書簡、同二〇八―二〇九頁)。

- (17) 明治八年六月二〇日付大久保利通宛書簡(『木戸文書』第六、一四八頁)で木戸は「県治条例」の閲覧を求めている

るが、同二七日付伊藤博文宛書簡(同上、一六四頁)によれば、「県治条例」に民会規定を追加する案が存在したことが知られる。これが、文字通り県治条例の改正案であるのか、あるいは地方官会議終了後一月に布告された府県職制並事務章程案であるのかは特定できない。同七月一六日付伊藤博文宛書簡(同上、一八二頁)でも木戸は重ねて「県治条例」の閲覧を求めている。地方官会議への地方民会議案の下付が遅れたのは、このような事情によるものと思われる。

- (18) 明治八年七月二五日付尾崎三良宛書簡(『木戸文書』第六、二〇一頁)で木戸は、町村会の選挙・被選挙資格として単に不動産所持のみでは不満であると述べている。なお、龜掛川浩『自治制度五十年史(制度篇)』四二―四四頁(良書普及会、一九四〇年、文生書院、一九七七年復刻)では、第一回地方官会議において町村会に関する法案の協議には至らなかったとしているが、上述の通り、会議後、町村会準則案が練られていた。

- (19) 『木戸日記』第三、三三三頁、明治九年五月一四日の条、同三八九頁、明治九年八月二日の条、同三九〇頁、明治九年八月三日の条、同四六八頁、明治九年一月二二―二四日の条。

- (20) 明治九年五月二日付、同一六日付の『東京日日新聞』は戊辰戦争以後当時に至るまでの政局を論じた記事連載し、その中で木戸が征韓論や台湾出兵に反対したことに触

れつつ、病により十分な政治力を發揮し得ず参議を辞職するに至ったこと、また、それによって政府内部の薩長間の均衡は薩摩閥優位に傾くのではないかと懸念を示した。これは間接的な表現ながら木戸の指導力への期待と薩摩閥主導の政治に対する懸念を表明したものと読み取れる。なお、明治九年五月二一日付吉富簡一書簡(「尺牘」三九)は木戸に、故毛利敬親の五周忌に因んでその幕末以来の功績を讃える新聞記事の件を伝え、そこには「福地氏の揮毫精神」が紙上に表れているとし、これに続いて「佐賀県一挙」「征台」から「今日迄之事歴」について「福沢氏、腕に任せ想像に任書き流され、大略明晃、心ある人々は右事歴を読下、又慨嘆を生し可申歟」と書き送り、福沢論吉が時事を論じた新聞記事を書いたとも読みとれる情報をもたらしめている。管見の限り、前者に関する記事は無署名ながら明治九年五月一七日付「東京日日新聞」に見出される。ことによると、前述の連載記事は福沢が執筆したのかも知れない。吉富書簡の返簡と推定される同年五月二八日付吉富宛書簡において、木戸はその新聞を送付するよう求めている。『木戸文書』第六、一三八頁(同書は年代を明治八年としているが、これは九年の誤りである)。さらに、これに対する返簡として同年六月九日付吉富書簡(「尺牘」三九)は、福沢の記事によってそれまで木戸が開明の基を開いてきたことは「三尺之童」にも理解できるであろうと述べた。

木戸孝允覚書(長井)

(21) これより先、『東京日日新聞』編輯長の久保田貫一は、明治九年五月一八日付の同紙に論説(無題)を寄せ、「愛国の精神は一国の元氣なり。自治の気象は社会の肝腦なり」「中央集権と地方分権とは政治の二大方向なり」として地方分権を提唱しており、また同六月五日付同紙の論説(無署名・無題)にも「中央政府は(中略)徴税権の幾分を地方官に与へ、地方歳入金の幾分を以て其の地方の必需に給することを許すを良策となす」という地方分権の提唱が主張されている。これらの記事は木戸と福地との親密な関係を反映したものと見ることが出来るかも知れない。坂本多加雄『近代日本精神史論』二七七―二七八頁、講談社、学術文庫一二四六、一九九六年。なお、この当時のメディアにおける分権というタームを含む言説状況については、松田宏一郎「福沢論吉と「公」・「私」・「分」の再発見 参照、立教法学会編・刊『立教法学』四三三号、一九九六年、所収。

四 福沢論吉「分権論」との近似性

福沢論吉が明治政府の指導者の中で、木戸と最も親密な関係にあったことはよく知られている。福沢の学識は早くから注目されており、大久保は明治元年閏四月二日付木戸孝允宛書簡の中で、西周や福沢論吉らの「芸者」、即ち洋学に通じた人材の登用を提案している。その頃福沢には任

官の勧誘が数多く寄せられたが、彼はいずれも断っていた⁽³⁾。

木戸が福沢と初めて会見したのは、明治六年九月四日のことである。その日、福沢は長与専斎、児玉淳一郎らと共に木戸を訪ね、恐らく征韓問題の件であろうが、時勢を談じ共に慨嘆している⁽⁴⁾。福沢は同月七日にも木戸を再訪問しているが、同一六日には木戸が福沢を訪ね昼食を間に挟んで約七時間にわたって会談した⁽⁵⁾。しかし、その内容は不明である。その後、征韓問題が決着を見ると、大久保は福沢の登用を構想し、伊藤を通じて木戸にその件を打診した⁽⁷⁾。その発端は、岩倉使節団の帰国後に大久保と木戸がそれぞれ政府に提出した立憲政体に関する意見書にあり、大久保は政体改革の調査要員として福沢を候補に挙げたのである。この案に対して伊藤は消極的であった。伊藤によれば、学者を登用したものの、「見識」「道理」を不採用とした場合には、彼を失望させることになるのである。これを受けて木戸も、日本の実情に合致した政体の創設は現に政治を担当するものが「誠心」を持って「デスポチック」(despotic)に行く他はないとし、またその頃政体改革案の調査を依頼していた洋学者西村茂樹の構想に落胆したこともあって、福沢の登用には否定的であった⁽⁸⁾。

その際、木戸は「学者之説は在今日而は広くもとめて取捨するまで之事」とも述べているから、この頃の福沢との交流もそうした考え方に基づくものであったと推察される。

その後、明治七年一月一〇日に福沢は児玉と共に木戸を訪問し、時勢を談じている⁽⁹⁾。板垣らによって民選議院設立建白書が左院に提出されたのは、その一週間後の同一七日である。この頃福沢は木戸のところに「折々来訪」しており、この建白書に関して兩人は批判的意見を共有していた⁽¹⁰⁾。そのあとの台湾出兵問題についても両者の批判的立場は共通のものであった。福沢は、『明六雜誌』に発表した「征台和議ノ演説」⁽¹¹⁾において、慎重な表現ながらも、清国から得た「償金」が戦費を償うに足りないものであること、また軍艦や武器を西洋先進国から購入せざるを得ない現状では戦争は勘考すべきものであることなどを指摘し、財政的見地から台湾出兵策の問題点を明らかにしたのである。

明治八年三月二五日、木戸は田中不二麿文部大輔との約束によって福沢、西村、加藤弘之、津田真道、箕作麟祥、小幡篤次郎らの会合に参加し、約二時間を費やしている。ここに会合したメンバーはいずれも明六社の同人である⁽¹²⁾。木戸の洋学者との交流姿勢は依然として続いていると見て

良いであろう。その後、政權運営に対する木戸の落胆が大きくなり、また政府批判の声と共に木戸批判も高まる中で、福沢との関係はより一層親密の度を深めることとなった。同年一月一四日福沢の来訪に関連して木戸は、福沢が木戸の苦境を理解してくれているとして「心切に感ずる」と日記に記している⁽¹³⁾。

ところが、明治九年四月二五日付田中不二麿宛書簡⁽¹⁴⁾には福沢に対する批判的言辞が記される。福沢が「デスポチック」を称揚し、それを説いて廻っていると、木戸はこれを「一時之差略」かも知れないが「学者之大罪」であり、何事も「正直に忠告」することが第一であると批判したのである。具体的な状況は不明であるが、文脈から推察するならば、福沢は木戸が従来提唱してきた「デスポチック」論に必ずしも同調してこなかったものの、この時点で同調姿勢を見せたということではなからうか。この福沢批判が、そうした福沢の姿勢を調節と見た結果なのか、あるいは本心からではない何らかの政治戦略的なおいを感じ取った結果なのかは判断出来ない。しかし、いずれにしても、木戸の年来の主張に福沢が同調したとするならば、ここでの批判は木戸が皮肉混じりに優越感を表明したものと見ることも出来よう。前述の通り、五月に入って吉富が木

戸に佐賀の乱から台湾出兵を経て当時までの政局を記した福沢の新聞記事を紹介し、それを木戸が閲覧したいと述べていたが⁽¹⁵⁾、木戸と福沢の関係は依然として良好であったといえよう。

明治一〇年に入ってから両者の関係を示す記事は二点あるが、いずれも両者の友好的な関係を推察させるものがある。その一つは、木戸の日記一月三日の条であるが、そこには木戸が九鬼隆一郎で福沢と数時間談話したことが記されている。いま一つは、三月三日付の田中不二麿宛木戸書簡⁽¹⁶⁾である。その中で木戸は、この機会に「第二之維新」として「平均」策、即ち薩摩藩などの「強県」とその他の「弱県」との格差を解消することを主張し、西南戦争の現地への出張を願ひ出していた。それに関して「福沢氏よりも伝言御座候」と記してある。この伝言とは、木戸のそれと同様に戦後の政治方針の確立に関するものであろう。そうした政治構想について最晩年の木戸は福沢と意見交換し得る関係にあったということである。

さて、こうした両者の親密な関係の中で福沢の「分権論」と木戸の分権論との近似性を指摘しておきたい。福沢の「分権論」は当時の士族の有り様と士族反乱の原因を分析しつつ「地方分権の大略を論じたるもの」であり、その

中で大要次のような主張を展開していた。即ち、国権を政権と治権とに二分し、治権を地方に付与し士族有志の輩に分任させるというのである。政権には、法律の制定、徴兵制の実施、軍事の権限、租税の徴収、外交、和戦の決定、貨幣の鑄造などが属し、これらは中央政府が担当する、一方、治権には地方人民の幸福を図る事項、即ち警察事務、道路橋梁堤防の營繕、学校社寺遊園の造作、衛生事務などが属し、これらは地方が担当することとした。そして、士族有志の輩とは武家に限らず、「読書武術等の一芸に志して天下の事を心頭に掛る者」とした。しかし、福沢の本意が社会のミドルクラスとしての士族にあったことはすでに知られている。⁽¹⁹⁾ その士族に治権を分任させることは、彼らを区長や戸長に任命することではなく、たとえば民選による地方議会の代議人とすることである⁽²⁰⁾。そして、

このような分権論の背景としては、不平士族対策の必要性、中央偏重と従順な地方という実情、財政救済策の必要性、将来における条約改正達成に備えての人民の自治の養成などが述べられていた。

以上のような福沢の分権論が晩年の木戸に伝えられていたか否かは実証し得ない。しかし、西南戦争を第二の維新の契機と捉えて戦後の政治構想を互いに語り合っていたと

するならば、福沢の分権論が木戸に伝わっていたと考えるのが妥当であろう。何よりも先ず、地方自治制度創設の必要性についての共通認識、またその担い手としての士族（木戸にあっては中等以上の人民、福沢にあってはミドルクラス）への期待感における共通性、さらに民選議院、即ち国会の早期開設論に対する冷淡な態度という共通性（それは言い換えるならば漸進的開化論についての共通性でもある）などは注目される点である。

木戸の岩倉使節団における地方自治認識は、福沢がチェンバーズの『経済学』やトクウィルの『アメリカのデモクラシー』などの書物から得た地方自治に関する知見と合流して、大久保政権に対する西南戦争後の新たな政策課題を提示したといえよう。

註

(1) 富田正文『考証福沢論吉伝』下、四四五―四四七頁、岩波書店、一九九二年。以下、木戸と福沢の親交に関する記述は特に断らない限り、同書に依る。

(2) 「尺牘」一四。結局、この登用案は実現していない。

(3) 石河幹明『福沢論吉伝』第一巻、五六七―五七五頁、岩波書店、一九三二年。なお、福山藩では福沢論吉に教育関係書の翻訳を依頼し「幼年婦女子」「童蒙」の教育に役立

てようとしたという。明治三年一月一日付柏村数馬宛
 広沢真臣書簡、「広沢真臣文書」六五―三、明治三年二
 月二三日付広沢真臣宛柏村数馬書簡、「六戸機関係文書」
 一三一―一、両文書共に国立国会図書館憲政資料室所蔵。

- (4) 『木戸日記』第二、四二―頁。児玉は、長州藩出身で太
 政官の特命によって米國に留学し当初刑部省の、同省廃止
 後は司法省の監督を受け、法学士の称号を得て明治四年四
 月帰国した(国立公文書館所蔵「太政類典」第二編第二四
 八卷学制六生徒三「米國留学生児玉淳一郎帰朝并拝借金処
 分」請求記号二A・九・太四七二)。当時、慶応義塾生の
 希望者に法律を教えていたという。後に、明治五年大審
 院長児島惟謙を巻き込んだいわゆる司法官弄花事件に際し
 て児玉は児島を告発した同院判事として著名である。楠精
 一郎『児島惟謙』八四―八五頁、中央公論社、一九九七
 年。

- (5) 『木戸日記』第三、四二―頁。
 (6) 同右、四二五頁。
 (7) 明治六年一月二日付伊藤博文書簡、「尺牘」二八。
 (8) 明治六年一月二日付伊藤博文宛木戸孝允書簡、第一
 章註(7)『伊藤博文関係文書』第四、二二八頁。なお、西
 村の構想については福地前掲書三三四―三三五頁参照。西
 村は、華族と士族(一府県につき二名を選挙)による国会
 を構想していたが、木戸はこれを非現実的であるとして批
 判した。なお、木戸の「デスポチック」論とは、国が開化

木戸孝允覚書(長井)

に至らない場合には民意を受け止める「君主の英断」によ
 り「有司」に政治を付託し國民を文明の域に導かざるを得
 ない、そして文明国の國民は「天賦の自由」を持ち權利を
 行使すると共に一國の公事を担う義務を有する存在である
 という考え方に立つものであった。以上、第一章註(1)
 「明治六年七月憲法制定の建言書」。なお、木戸のこうし
 た「デスポチック」肯定論は、新聞紙条例に対して異議を
 唱えなかった姿勢にもつながるものであろう。明治八年六
 月二日付伊藤博文宛書簡、『木戸文書』第六、一五〇
 頁。

- (9) 『木戸日記』第二、四七七頁。
 (10) 第二章註(22)、明治七年一月日付不明松本鼎宛書簡。
 (11) 同誌第二一号、一―四頁、明治七年一月刊、大久保利
 謙監修『復刻版 明六雜誌 自第十五号至第三十号』立休
 社、一九七六年、所収。
 (12) 『木戸日記』第三、一六七頁。
 (13) 同右、二五九―二六〇頁。板垣や島津久光の下野に対す
 る政府批判が木戸批判となったのである。なお、同年一
 月五日木戸は井上に誘われて田中が主催する「学者連」の
 会合に出席している(同上、二五六頁)。翌六日付の井上
 馨書簡(「尺牘」三六)は前日の会合の件に触れつつ、同
 月一日に小室信夫方において福沢と再会の約束があるこ
 とを木戸に知らせている。恐らく、前日の会合で木戸は福
 沢と会見したのであろう。その返簡となる同月八日付の井

上馨宛書簡(『木戸文書』第六、二八五—二八六頁)の中
でも木戸は福沢の「心切」に言及している。

(14) 『木戸文書』第七、四三二—四三三頁。

(15) 第三章註(20)参照。

(16) 『木戸日記』第三、四七五頁。

(17) 第二章註(17)参照。

(18) 以下の記述に際しては、富田正文編『福沢論吉選集』第五卷(岩波書店、一九八一年)の「分権論」六—八六頁と解説(鳥海靖稿)三—五—三四〇頁、石川二三夫『日本の自治の探求』名古屋大学出版会、一九九五年、前掲松田論文、を参照した。特に断らない限り、引用は前掲『福沢論吉選集』第五卷に依る。福沢の「分権論」は明治九年一月半ばかり約一ヶ月をかけて著されたものであり、執筆の背景にはその直前に生じた熊本、山口、福岡などにおける不平士族の反乱事件があった。これが出版されたのは、明治一〇年一月である。福沢が分権というチームで地方自治に言及したものとしては、他に「通俗民権論」(明治一年)、「通俗国権論」(同上)がある。松田論文は、福沢の「分権論」を、福沢が維新後において江戸時代とは異なる政府(公)の職分と国民(私)の職分との分界の再発見を試みたという視点から論じたものであり、分権を地方分権としてのみ扱っているわけではない。

(19) 前掲鳥海解説(三一九—三二四頁)、参照。福沢は「分権論」執筆の意図として「今の士族に左袒し之を利用せん

との趣意なり」(明治九年二月二〇日付山口広江宛書簡)と述べている。なお、封建制度を嫌悪した福沢が、士族あるいは士族の精神に期待を寄せたことは改めて強調されて良いであろう。

(20) 前掲松田論文(二二—二二頁)は、この場合の「代議人」は人民に進退の権を握られているという点で専門職ではなく、また、地方行政の実際的な専門技術は、その地位に期待されているとして、士族個人に期待したものではないと判断している。そして、与えられた領域の秩序ある運営を担う士族の能力に期待したものであると解釈した。本稿もこれと同じ見解に立つが、松田氏の第二の視点は、前述の通り、福沢が士族を区長、戸長に任じることを否定していることにも通じるのではないかと考えている。

(21) 木戸は、士族の漸進的解体を願う(これも木戸が一貫して主張し続けたことであった)という全体の文脈の中で、四民の中で「廉恥」「愛国」「義務」は士族に多く見られるという認識を述べている。また、「国安を害する恐れ」を指摘しながらも「之(士族)を撲滅すれば滅して後に社会の元気を損」するなどとして士族あるいは士族の誠心に期待を寄せている。「非禄税議及び減禄制建議」明治六年二月七日、「松菊木戸伝」下、一六四三—一六四六頁、一九二七年、前掲松田論文、一〇九頁。

おわりに

明治六年政変以後の大久保による外征策や勸業政策などの政権運営に対して、木戸はそれらが政変時の内治優先論に反するとして批判し続けた。病気を理由に欠勤しがちな木戸がそうした不満を長州閥の人々に漏らし続けたことは、一面において陰險、陰湿な木戸像を構成しかねない。

一方、大久保は大阪会議において木戸の主張を受け入れる態度を示しつつ、何よりも木戸の政府復帰を図ったが、それは木戸の影響下にある長州閥の不满を抑制することによる政権内部の安定と外部からの政府批判に対するいわば責任分担要員の確保とを主眼としたものと見ることも出来る。こうした両者の関係において、木戸が一般的評価として陰險、陰湿なイメージを抱かれることがないのは、その漸進的開化論に依るところが大きいと考えられる。一方、大久保の伶俐な人物像は次のような点から改めて確認されるのである。

木戸の分権論は、結局全体的には大久保主導による三新法に受け継がれたといえよう¹⁾。地域の財政を議題とする地方官と公選代議人による自治的協議機関の創設という構想自体は確実に継承されたのである。明治一年三月の大

久保意見書(註(2)参照)は、地方官への「分権」と地方議会への「独立ノ公権」付与とを明記していた。そして、三新法の原点となる立法作業はすでに内務省の松田道之らによって、遅くとも木戸がいまだ存命中の明治一〇年初頭には着手されていた²⁾。したがって、大久保は木戸の分権論に対応する作業を進めていたといえる。しかし、出来上がった三新法は、木戸が構想した町村会から漸次区会、府県会に及ぶという漸進的、体系的な制度改革とは異なるものとなった。大久保が区会(郡区町村編制法における区は、それまでの大区小区制におけるものとは異なり、その後の市という自治行政区画に相当するものである)や町村会に関する法令に先立って府県会規則を制定したのは、それまで地方民会と総称される中で適宜行われてきた同種の協議機関を前提としたためであろう。そして、大久保がそのような考え方に立つことが出来たのは第一回地方官会議に参集した府知事、県令などに一定程度の信頼感を置いたからではないかとも思われる。大久保にとって、第一回地方官会議とはそのような意味を有するものであったのである。結局、区町村会法は明治一三年四月に至って漸く発布された。この意味では、大久保は木戸の分権論を採用しなかったのであり、大久保の勇断ないし急進性はお引き続

き保たれていたのである。そして、すでに木戸は亡くなっており、こうして維新以来最大の地方制度改革は大久保を主役として記憶されることとなった。

それでは、木戸の分権論はその死によって途絶えてしまったのであろうか。答えは否である。実は、明治九年六月に洋行の途に就いた井上が木戸の分権論を継承する意志を表明していた。井上は洋行出発後の明治一〇年五月二一日付三条実美宛書簡⁽³⁾の中で中央の権威を追々減殺し、政府と人民の距離を近づける方策を採らなければ全国の開化には至らないと主張していたが、木戸の死後には中央政府から地方への、また地方官から人民への分権の必要と共に、「同氏（木戸）平生之宿志ヲ続キ候様仕度候」と述べるに至った。その後、伊藤が井上の意見に同意したことを受け⁽⁵⁾て、青木や品川にも井上の意志が伝えられた。長州閥は井上を中心として木戸の分権論を最優先の政策課題として継承する姿勢を確認し合ったのである。しかし、結局その実行は三新法の発布によって凍結されざるを得なかった。その後、実施された府県会における度重なる紛糾に鑑みて、地方自治という概念の下に地方制度改革に取り組むことを決意したのは長州閥の山県有朋である。

管見の限り、山県が木戸の分権論に触れた史料は見出せ

ない。したがって、山県が木戸の分権論から影響を受けたのか否かは知り得ない。しかし、明治前期の地方自治制度創設構想が木戸、井上、山県という長州閥によって引き継がれて来た流れを読み取ることは可能である（井上の場合、後年の自治党構想と絡めて改めて検討する必要がある）。そして、この間青木が果たした役割も重要である。外交官の青木は地方自治制度創設においても忘れ得ない長州閥の一人である。

ドイツ留学生青木の木戸へのレクチャーを一つの要因として構想された木戸の分権論は、漸進的開化論という基盤の上に構想されたものでもあったが、大久保の政権運営に対する一定の制約要因となった。木戸の政治指導は大久保ほど直接的、実務的なものではなかったが、結局両者の政治指導は相俟って立憲政体への道を切り開きつつ、三新法（特に府県会規則）という終着点に辿り着いたのである。

註

(1) 亀掛川浩「自治制度五十年（制度篇）」四二—四四頁、良書普及会、一九四〇年、文生書院、一九七七年復刻。

(2) 渡辺直子「地方税」の創出——三新法体制下の土木費負担——」一三三—一七二頁、高村直助編「道と川の近代」山川出版社、一九九六年、所収。渡辺論文は、従来明

- 治九年と推定されて来た井上毅の意見書「民費賦課法二閱スル意見書」が明治一〇年一月のものであることを証明すると共に、それが改定されたあとの松田道之の意見書「民費賦課法ノ儀ニ付上申」と明治一一年三月の大久保による「地方ノ体制及地方官ノ職制ヲ改定シ地方會議ノ法ヲ設立スルノ主義」との異同について詳細に検討している。
- (3) 「三条家文書(書簡の部)」第七冊「一七九井上馨書簡」の第四番書簡、国立国会図書館憲政資料室所蔵。
- (4) 明治一一年二月一四日付山田顕義宛井上馨書簡、井上馨侯伝記編纂会『世外井上公伝』第二巻、七五九頁、原書房、一九六八年復刻。
- (5) 明治一一年三月五日付冲守固宛井上馨書簡、「冲守固文書」中「二井上馨書簡」の第四番書簡、国立国会図書館憲政資料室所蔵。
- (6) 明治一一年四月四日付青木周蔵宛井上馨書簡、「青木文書」中「四井上馨書簡」の第四番書簡、以下同右。
- (7) 明治一一年五月二六日付品川弥二郎宛青木周蔵書簡、尚友倶楽部品川弥二郎関係文書編纂委員会『品川弥二郎関係文書』一、一六一—一六三頁、山川出版社、一九九三年。